さいしん

第 37 号

2011 年 2 月 12 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

Free Hakamada Now!

袴田巖さんは無実だ！

死刑判決確定から 30 年

1980⇒2010

12 月 12 日　釈放・治療を！



12 月 12 日　再審・無罪を！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会
袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○報　　告	袴田巖さん死刑判決確定30年に寄せて	求める会事務局	2
○議連ニュース	「新事務局長に村越祐民衆院議員が就任」「牧野会長と漆原世話人が江田法相に申入れ」	福田……	6
○弁護団レポート	「第5回三者協議で検察が新たに未提出証拠の一部を開示」「日弁連が法務大臣に勧告」他	福田……	10
○報　　告	「今すぐ取り調べの全面可視化を！一部可視化では検察のおもうツボ」	江口務……	12
○報　　告	面会報告	福田……	13
○資　　料	新聞記事集	……	20
○「袴田事件」トピックス	「スペインの大手日刊紙「EL PAIS」が袴田事件の特集記事を掲載」他	福田……	28
○報　　告	「1・23袴田さんは無実だ！清水集会」報告	平野……	29
○報　　告	12・19（フォーラム90の20周年集会）	江口良子……	30
○報告・紹介	会計報告・会報をお読みの皆様からのメッセージ紹介	求める会事務局	31
○活動報告	活動日誌、活動予定、編集後記	求める会事務局	32

袴田巖さん死刑判決確定３０年に寄せて

会員より（五十音順）

荒井　洋子

1980年11月19日、死刑が確定したその年に無実の袴田巖さんの支援の会が高杉晋吾氏（事件の真相が書かれている『地獄のゴングが鳴った』の著者）を代表として結成され、清水にては1982年当時77才の今村高五郎氏が救援会の会長に就任され、熱心な救援活動半ば、97才天に召されました。（今村高五郎追悼集より参照）氏は亡き平野雄三氏が代表時の東京での支援会に90才位まで参加して下さっていました。

1994年免田氏が来静された会に出席し、えん罪の恐ろしさに、家族の方達の大変さ等々を知り、又平野氏に誘われたりで私は会に加わらせていただくようになりました。

この静岡の会にも出席され、90才頃まで東京での集会にも出て下さっていた、現在100才になられる上野のぶよさんが正月に電話を下さり、袴田さんに少し光が見えてきたような気がしますが、秀子さんとは、前の東拘で度々お会いしましたけれど、覚えているかしらとの事、その旨、秀子さんに伝えると、上野さんは死刑囚との面会と支援のために来ており、良く会い、話しをしカンパもしてもらったりした由、不当逮捕されて44年、少しは光が見えて来なくてはと、願いが正夢になる事を願った会話をしました。

支援者の中には亡くなった方達、諸事情により活動出来なくなった方達、活動には加わっていないが、集会に出席、映画を見る、会報の読者、署名等々をして下さっている方達、又諸外国（イギリス、アメリカ、スエーデン、ドイツ等）の方々の中にも、袴田さんの無実を信じて下さっている多くの支援者がいらっしゃいます。

今年こそ！
故郷、浜松浜北の土の上に立てますように
秀子さんの待つ家に帰れますように
身体が元気なうちに、身体が元気なうちに
今年こそ!!と
祈念します。

検察に即時抗告の余地を与えない申し分のない再審開始決定を得よう！

共同代表：石井信二郎

袴田さんの死刑が確定して既に30年を超えてしまいましたが、さる1月23日に清水で開催さ

れた支援集会に参加しながら改めて考えた事を少しばかり書き留めてみます。

牧野聖修衆議院議員や布川事件の桜井昌司さんの発言の中に検察官に牛耳られている法務省や、検察庁から完全になめられて来た裁判所の実態が各々の体験を通じての実感として語られていました。法務省幹部のほとんどが検察官出身者で占められ、裁判に対しては検察が組織をあげて圧力をかければ裁判官３人に‘負けるわけがない’と堂々とうそぶく検事が出世してきたそうです。そんな身も世もない司法界ではありますが、政権交代があり、裁判員裁判制度が始まり、検察の不正・不祥事が明るみに出てきて、これまでのような検察の傲慢は許さない、多少でも失地回復しようとする裁判所側の抵抗が可能になってきたのかと推測します。このことは袴田さんの再審請求審にも良い影響を与えうると期待するところです。現に、三者協議などでの裁判官の発言を伝え聞きますと、検察官に対しても証拠開示などを促す事があったり、裁判官としてまともな振る舞いが垣間見えます。弁護団の頑張りによって証拠開示も少しずつ実現しつつある今は、第１次再審請求の頃に比べたら格段に前進してきていると思います。しかし、裁判所の姿勢も担当裁判官の移動によって後戻りしないとも限りませんし、検察ともまた‘和解’して請求人側に酷くなってくることもあるでしょう。袴田さんの身体状況を考えればもう本当に後がない時期にきているのだと思います。最近の情報によれば袴田さんの無実を証明できそうな決定的新証拠の発掘の可能性も出てきたように思います。絶対にこれを物にしてほしい、そして足利事件の菅家さんの場合と同様に、検察官に即時抗告の余地がない申し分のない再審開始決定が得られることを目指してほしいと考えます。検察官に即時抗告をされるような不十分な決定では敗北に近いと考えるくらいの頑張りを弁護団の皆さんには期待します。

江口　務

会の活動に参加して半年あまり。周りの皆さんとは比べようがありませんが、これからも時間と体が許す限り、活動を続けていこうと思っています。それにしても袴田事件は知れば知るほど理不尽さが募ります。30年という時間は想像を絶するものです。足利、布川事件と冤罪が次々と明らかになる中、人々の冤罪への関心は高まりつつあります。今こそ袴田事件に大きな突破口を開く好機だと思います。ともに頑張りましょう。(了)

江口　良子

30年以上前、東京拘置所の中で、同じく冤罪の被告とされた者どうしとして文通していた頃を思い出しています。

私のほうは、6年余りの拘留の後、保釈となり、そして無罪確定。国家賠償請求裁判ももう何年も前に終了しました。振り返れば、あれから30年もの歳月が積み重ねられていきました。変わり行く世の中に身を置くことができ、仕事をして、生活をしている日々の私ですが、あの時同じ場に居た袴田さんには、闇の時間が流れ、今だ東京拘置所に残されたままです。そして、さらに死刑囚とされ、その苦しみの大きさ、重さは計り知れないものだということが、私には理解できます。

こうした気持ちを持って、袴田さんの再審実現に向けて、微力ではありますが、頑張っていきたいと思います。

十川　正

あの伝説のビートルズが来日があったのは、私が中学１年の1966年の６月だった。今でも、ニュース映像でしばしば見られる羽田空港で法被(HAPPY COAT)を着たメンバーが、タラップを降りて来る姿を昨日のことの様に覚えている。

その歴史的なビートルズの日本公演が行われていた、まさにその時に、当時私が住んでいた東京の西の静岡の清水で大変な事件が起きていたことを知ったのは、それより15年も後の1981年のことだった。今でもある東京新宿のミニコミを販売している小さな書店で、袴田巌を救う会の小冊子を偶然に手に取ったことが、私が袴田さんと出会うきっかけとなった。その時まで、事件のこと

と、袴田巌という人の名前を全く知らなかった。

今でも、何故この大事件を、リアルタイムで知らなかったのか、疑問に思っている。すぐ近くの埼玉県で起ったとは言え、同時期に起こった狭山事件のことや、もっと西の熊本で逮捕された西口彰のことは、リアルタイムで覚えているのだが、何故だか袴田事件の事は、全く覚えていない。私見だが、その時、ビートルズ来日ということで、日本中浮かれていたせいではなかっただろうか。

異様な事件。この事件に関しての最初の著作、高杉晋吾氏の「地獄のゴングが鳴った」を読み終わった時、そう思った。まず、これだけの凶悪事件が、本当に一人で出来たのだろうか？もし、万が一、そうであっても、全く逃げる素振りも見せずに、そこに住んで、働き続けるなんて出来るのものだろうか？単純ではあるが、今でも、私にとって、これが、袴田さんが、絶対に犯人ではない、と思う一番の理由である。

そして、袴田さん逮捕されてから１年後に忽然と味噌タンクから発見された五点の着衣。(当初はパジャマだった犯行着衣も、突然これに変えられてしまった。)

４人を殺害したのにしては、あまりにも貧弱なクリ小刀。袴田さんがあたかも事件に関係しているかのような文が添えられた大金が入った黒革財布の発見など様々な奇怪な出来事――。これらも、袴田さんは、間違いなく無実だ、と確信させてくれることであるのは言うまでもない。

犯行着衣の変更を掲げるまでもなく、よくこれで、公判維持出来たものだ、と思わせることばかりである。しかし、結果は死刑。警察・検察・裁判官のメンツだけでなされた結論と言っても、構わないだろう。

そして、もう一つ。初期のメンバーだった私が自責の念を持って触れなくてはならないことがある。それは、支援活動の問題である。この事件を知った人は、誰もがこの出鱈目な状態に対して、憤りを感じる。もちろん、その正義感は、人間の良心から出て来るもので、肯定的に捉えられるべきものである。しかし、当初、簡単に覆ると思っていたものが、現実は、そうではなく、一度決まった結論が動く素振りも見せない、という事実を知る。その人なりの展望が無くなってしまった時、(肉親でもない、一度も会ったことがない)袴田さんの救援活動から離れて行ってしまう。これは、20年救援活動から離れていた私の自戒でもある。本当に、私が知っているだけでも、沢山の人が入り、沢山の人が離れて行った。そして、沢山の人が鬼籍に入られた。

事件が起こってから、今年で45年。そして、袴田巌さんが、捉えられてからも45年。私が、この事件を知ってからも、30年の気の遠くなるような長い期間、袴田さんは、毎日死の恐怖と闘いながら、獄中で頑張っている。

なんとしても、、袴田さんを娑婆で、一刻も早く会いたい、その思いを火の玉に変えて、やって行こうと思う。

袴田さん！がんばれ！

豊島　潤子

1966年6月30日悲惨な事件が起きた。当時のわたしは事件のことも知らず、なにも考えず、ビートルズの来日を楽しみにしていた能天気な高校生だった。今年の6月で45年ということになる。ひとくちに45年といっても簡単なことではない。私自身振り返ってみても、いいこと悪いこと、人が増えたり減ったり長い時間だったと思う。外にいて自由に動ける人間でも長いのだ。

1966年8月18日、袴田巌さんは逮捕された。はじめから犯人と決め付けられ、自白するまで拷問が続いた。それから45年、時間の長さも重さもわたし達の比ではない。そして絶望的な時間が今も続いているのだ。

ファイティングポーズの袴田巌さん、秀子さん達家族の集合写真のなかで笑っている袴田巌さん。まだ笑顔があるのだろうか。体調も悪いと聞く。いちにちも早く、格子のない場所に袴田巌さんを連れ戻さなければならないと思っている。

久松　絵美子

1980年とはどういう年だったか、インターネットで調べてみました。

山口百恵引退、王貞治現役引退、朝青龍誕生、富士見産婦人科病院乱診事件、新宿バス放火事件、狭山事件の再審請求を却下、封書50円/ハガキ20円、ルービックキューブ、レーガン大統領当選、竹の子族、ジョン・レノン凶弾に倒れる、ノストラダムスの大予言、池中弦太80キロ放送、沢田研二「TOKIO」大ヒットそして1980年12月12日、袴田巖さんの死刑が確定。それから、既に今年で31年。本当に、こんなにも長い間、何度もチャンスがあったのに、裁判所も、警察も、検察も、誤りを正してこなかったんだと、改めて思いました。この年、元無実の死刑囚、免田栄さんの再審が奇しくも決定しているのですね。本当はもう遅過ぎる。そうは言っても一日も早く、袴田さんを自由を！本当に心からそう願います。

平野　君子

やってもいない罪を被せられて、おまけに30年も死刑囚として独房に入れられ放し。年末の「死刑制度廃止かどうか？」の、テレビ番組で社民党の福島党首が、「袴田事件は冤罪です」と言っているのに、独房から出られないとは、どう言うこと？腹がたちます。

抹殺された死刑確定30年の法的意義

共同代表・福田勇人

昨年12月12日午前0時をもって袴田巖さんの死刑判決確定から30年が経過した。その数か月前から私は、この機会に何か世論にアピールしなければならないと思い静岡の支援者とも連絡を取り合っていた。「死刑確定30年」は単なる節目ではなく「死刑の時効成立」という重要な法的意義を持つと認識していたからだ。しかしその認識は昨年4月27日以降何の根拠も持たなくなってしまっていた。法律が変わっていたのだ。

翌4月28日の新聞には「殺人などの公訴時効廃止・改正刑事訴訟法が成立」などの見出しが躍った。法改正の背景には全国犯罪被害者の会（あすの会）による積極的なロビー活動や、「被害者・遺族感情」に配慮する世論の動向があった。しかし「死刑確定30年」と関係があるのはこの刑訴法改正ではない。刑訴法と同時に、ほとんど審議らしい審議もせずドサクサ紛れに改正された刑法の方だ。

刑事司法に関係する時効には2種類ある。「公訴時効」と「刑の時効」がそれで、前述の刑法改正に関係するのは後者だ。同法32条には「時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。」とあり、改正前の同条1号には「死刑については30年」との規定があった。それがすっかり削除されてしまったのである。

かつて帝銀事件の平沢貞通死刑囚が1985年5月に死刑確定30年を経過したのを機に人身保護請求したことがある。この時根拠にしたのがこの条文だった。しかし最高裁は「死刑の確定裁判を受けた者が刑法11条2項（筆者注：「死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス」）に基づき監獄に継続して拘置されている場合には死刑の時効は進行しない」と判断し平沢氏の請求を退けた。当時この事件は法曹だけでなく国会議員や文化人の間でも活発に議論され、最高裁の判断に疑問を呈する見解もかなりあった。細かな議論を紹介する能力は私にはないが、要するに「死刑の時効」問題は決着が付いていないのである。それに、専門的な法律論は別にしても、一般人が素直にこの条文を読めば、死刑確定者が「拘置」されていようがいまいが、確定後30年間死刑が執行されなければ時効が成立すると理解するのが普通ではないか。　その後平沢氏が獄死したこともあり問題が議論されることはほとんどなくなった。曲がりなりにも最高裁の判断が出ていることに腰が引けたのか、はたまた該当する具体的なケースがなかったためか日弁連も声を上げてこなかった。しかし議論はなくても「死刑の時効」を巡っては法律的にも常識的にも問題があることを法務・検察当局は当然認識していたはずだ。だからここ数年の犯罪被害者・遺族からの強力な公訴時効撤廃要求と、それを支持する世論の高まりを感じた頭のいい法務官僚は、厄介な「死刑の時効」問題を上手く片付けられると直感し、そして首尾よくそれを遂行したのだ。日弁連がこの改

正に抵抗していたという報道は少なくとも私の耳には入ってこなかった。メディアも公訴時効の廃止にばかり注目し「死刑の時効」は全くと言っていいほど取り上げなかった。だから私も法改正に気が付かなかったのだ。こうして法務官僚によって「死刑確定30年」の法的意義は静かに抹殺されたのである。

共同代表・校條　実

袴田巖さんは1980年12月12日に最初の死刑判決が確定した。私が袴田巖さんの事を知ったのは学生の頃、1980年代も半ば過ぎ。すでに東京拘置所におられ、第1次再審請求中だった。「犯行着衣」のズボンが当の袴田さんがはけないという裁判。おかし過ぎるにも程がある。

「袴田事件」は普通なら「静岡清水・味噌製造会社専務宅放火殺人事件」とか銘打たれるたぐいの事件のはずだが、わざわざ「袴田事件」として世に知られているのは、袴田巖さんを事件の犯人に見立てたからだ。しかし今となっては、「袴田事件」は“袴田巖さんをえん罪に巻き込んだ警察・検察・裁判所の起こした事件”という意味だ。（そして実際の放火殺人事件の本当の犯人を逃し続けている。）この「警察・検察・裁判所の起こした事件」は現在もいまだに公に東京拘置所で進行中だ。今も今も今も。袴田巖さんは30年以上も死刑囚として独房に入れられている。解決に警察・検察・裁判所は30年経った今でもいっこうに乗り出そうとしない。「人は間違う。間違ったら正しい方向に修正する。」これは人がより良く生きる知恵だが、これが自分の国の司法にたずさわる方たちはできないのだ。こうなると進歩がないという事になる。人は間違うこともあるから「再審制度」があるんじゃないのでしょうか？疑わしきは「再審制度」。判決に誤判の可能性があるなら、もう一度審議し直して、誰もが納得できる判決を導き出すという事は、司法関係者の基本として当然の姿勢ではないのでしょうか。ところが人の命の関わる死刑制度に触れる裁判なのに、「絶対にえん罪は避けなきゃいけないんだ」という気概がぜんぜん裁判所側にない。そんないい加減な司法でいいのだろうか。まともな民間企業だったら信用に関わるから、絶対この判決は商品として出せないし、最低でも再検品の必要が生じる案件だ。是々非々、必要な時は必要として再審制度を運用しなければ、いつまでたっても誤判裁判がくり返され放置されるばかりだ。こういう裁判所の人達に税金が使われていると思うとゾッとする。審議が明らかにおかしい袴田巖さんが巻き込まれた裁判を一体いつまで放置するつもりなのか。一刻も早く事が急がれる案件なのに、なぜ再審が早くできないのか。

この事件を知った時学生だった僕は、いまは四十も半ばを過ぎ、上の息子は成人してしまった。裁判所はどれだけ長く袴田巖さんに死刑囚としての日々を過ごさせる気なのか。■

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

★新事務局長に村越祐民衆院議員が就任★

昨年12月6日に東京高等検察庁に出頭後、東京拘置所に収監された鈴木宗男前事務局長の後任に民主党の村越祐民（たみすけ）衆院議員が就任しました。村越事務局長は1974年生まれの36才。2003年11月の総選挙（千葉5区）で初当選し、現在は衆院予算委員会委員・安全保障委員会理事・政治倫理審査会幹事を務めるほか、死刑廃止議連の事務局長でもあります。若さ溢れる村越事務局長の手腕に期待しましょう！（議員会館事務所：衆院第二1213号室・TEL 03-3508-7312・FAX 03-3508-3312）

なお、鈴木前事務局長は昨年12月16日から栃木県の喜連川社会復帰促進センターで配膳係を務めながら受刑生活を送っており、最近面会した新党大地・浅野貴博衆院議員によればとても元気でいるそうです。

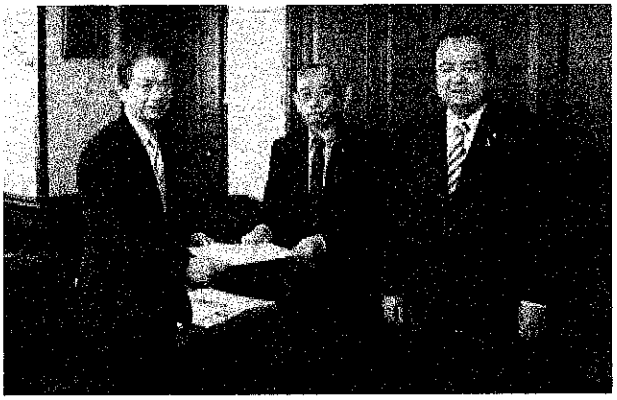
★牧野会長と漆原世話人が江田法相に申入れ★

(以下は牧野聖修会長のHPからの引用)

袴田巖死刑囚の救援に向けて [2011.1.25]

１月25日、袴田巖死刑囚救援議連を代表して、公明党の漆原先生ともども、あらためて袴田さんに対する死刑の執行停止を求める要望書(８ページ参照)を、江田五月法務大臣に対し提出してきました。千葉元大臣との面談後、二度目の大臣面談となりました。

冒頭牧野より、昨夏に行われた袴田死刑囚との面会を踏まえ、「心神喪失の袴田さんに対する死刑は人道的にも許されない」として、刑事訴訟法第497条１項に基づいて死刑の執行を停止するよう求めました。



江田五月法相(左)に要望書を手渡す牧野(中央)

昨年12月で死刑判決から30年が経過しており、40年にも及ぶ拘禁生活で袴田さんの心神や肉体の消耗は極度に低下しています。一刻も早い入院措置が何よりも必要です。

度重なる再審請求の背景には、数々の裁判経過に係わる疑問や、冤罪事件であるとする多くの識者からの指摘があります。

死刑判決を下した裁判官ですら、現在では袴田さんの無実を訴えています。

これは、我が国の司法に対する国民の信頼が揺るぎかねない事件であり、また司法制度が根本から問い直されるべき問題でもあります。

江田大臣は、「重く受け止めさせていただきたい」と真摯に対応されました。

今回の大臣面談を契機に議連の仲間とも連携し、これからも引き続き袴田さんに対する死刑の執行停止を求めて参ります。

(引用終わり)

この日議連の訪問を受けた江田大臣は自身のHPに次のように書いています。「牧野聖修さんと漆原良夫さんが、袴田巖死刑確定者の執行停止の要請に来られました。心神喪失を理由とする法務大臣の職権発動を促すもので、ご努力に敬意を表しました。しかし、本人の現況は把握していますが、個人情報なので答えることは出来ません。」

江田大臣によれば「本人の現況は把握しています」とのことですが、法務官僚(＝検察)の報告だけで袴田さんの状態をどれだけ把握できると言うのでしょうか。役人の報告を鵜呑みにするのではなく、自ら拘置所に赴きしっかりと袴田さんの状態を確認してもらいたいものです。

議連による法相への申入れは千葉大臣の時も含め今回で３回目です。千葉大臣は結局法務官僚に取り込まれたためか、心身喪失状態にある袴田さんの死刑執行停止を決断できませんでした。江田大臣は法務行政のトップとして法律(刑事訴訟法479条１項)に従って直ちに執行停止命令を発し今の違法状態を解消すべきです。■

ニュース速報！

★死刑囚の精神状態を一斉調査
＝千葉元法相、退任直前に指示★

千葉景子元法相が退任直前の昨年８月下旬、全国の拘置所に収監中の死刑囚約１１０人のうち、心神喪失の可能性を否定できない死刑囚の精神状態を調べるよう指示し、法務省が複数の死刑囚の調査を行っていたことが１１日、分かった。死刑囚の精神状態に関する一斉調査は異例。

刑事訴訟法は、死刑囚が心神喪失の状態にあるときは、法相の命令で執行を停止すると定めている。元法相は取材に対し、指示した事実を認めた上で、「刑事訴訟法の規定がある以上、きちんと調べる必要があると考えた」と語った。

１９６６年に起きた「袴田事件」で死刑が確定した袴田巖死刑囚を支援する議員連盟が昨年８月２４日、「袴田死刑囚は心神喪失状態にある」として元法相に刑の執行停止を要請。元法相はこの後、「(袴田死刑囚を含めて)心配な状況があれば調べるように」と指示した。

これを受け、法務省は袴田死刑囚を含む複数の死刑囚を対象に精神鑑定などを実施。袴田死刑囚については「執行停止の必要性は認められない」との結論に達したという。

元法相は死刑廃止論者だが、参院選落選後の同年７月に死刑執行を指示し、批判の声が出ていた。(2011/02/11-18:02)

時事ドットコムより
http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2011021100337

日弁連総第１１３号
２０１１年（平成２３年）１月２７日

法務大臣　江　田　五　月　殿

日本弁護士連合会
会長　宇都宮　健　児

勧　告　書

当連合会は，東京拘置所に収容中の被収容者である袴田巖氏（以下「本人」という。）に係る人権救済申立事件につき，貴省に対し，以下のとおり勧告する。

第1　勧告の趣旨

本人は，妄想性障害に罹患しており，それに対する治療が必要な状態にあるのに，東京拘置所において適切な医療が受けられていない状況に置かれている。また，本人の症状は深刻であり，刑事訴訟法４７９条1項にいう「心神喪失」の状態にあると認められる。

よって，次のとおり勧告する。

1　本人について，死刑の執行を停止するよう命令すること。

2　本人について，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律６２条3項に基づいて，刑事施設外の病院に入院させて妄想性障害の治療を受けさせるよう，東京拘置所長に指示すべきこと。刑事施設内において治療をなすべき場合であっても，速やかに東京拘置所から適切な医療刑務所へ移送し，妄想性障害に対して適切な治療を受けさせること。

第2　勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以　上

２０１１．１．２５

江田　五月　法務大臣殿

袴田巌死刑囚救援議員連盟

会長　牧野　聖修

袴田巌死刑囚に対する死刑執行停止を求める　要望書

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、袴田巌死刑囚は 40 年に及ぶ拘禁生活を余儀なくされております。死刑判決後 30 余年死と隣り合わせの生活は、袴田氏を極度の心神喪失状態に落としこめております。本人の年齢、健康状態を勘案し、人道上の見地からも死刑の執行停止を即刻決定し、一刻も早い入院措置を実施すべきであります。

袴田事件は、いわゆる冤罪事件として大きな社会問題となっております。国会における与野党国会議員 60 余名からなる議員連盟の設立は、同問題に対する国民世論の注目度を示しているものであります。

今日まで度重なる再審請求が弁護団から求められていること。裁判の過程における様々な疑問は未だに解決をしえないこと。多くの識者からも極めて深刻な冤罪事件であるとの指摘がなされております。

同事件は、我が国の死刑制度の根幹を揺るがす重大な事案であることはもとより、司法制度の信頼が失墜しかねない状況にたち至っているのであります。

よって、標記の通り袴田死刑囚に対して刑事訴訟法第 479 条第 1 項による死刑執行の執行停止を法務大臣の職責に照らし直ちに指揮すべきであります。

千葉景子元大臣は、自ら判断して対応したい旨の発言をされながら、何等の対応なく今日を迎えております。死刑判決 30 年が経過し、一刻も早い判断が求められております。

江田五月大臣の懸命かつ真摯なご判断をここに求めるものであります。

以上、袴田死刑囚救援議員連盟の総意をもって要望するものであります。

謹白

Free Hakamada Now!!! 弁護団レポート

★第５回三者協議で検察が新たに未提出証拠の一部を開示★

共同代表・福田勇人

第５回三者協議が、昨年 12 月６日（月）午前 11 時から静岡地裁で行われ、前回に続き静岡地検の林亨男検事が未提出証拠の一部を開示しました（詳細はリストを参照）。

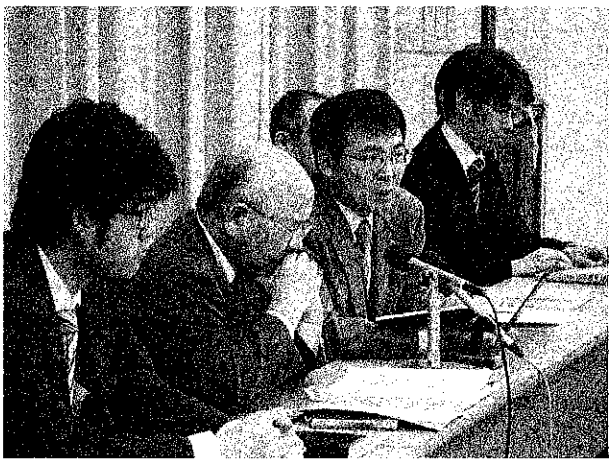
No.	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	昭和 41 年７月４日	家宅捜索時の写真のネガフィルム（コンタクトプリント 35 枚分）	不明	５点の衣類
2	昭和 42 年８月 31 日	「５点の衣類」の写真（30 枚）	司法警察員	５点の衣類
3	昭和 42 年９月 12 日	報告書	司法警察員	共布
4	昭和 42 年９月 13 日	「写真さつ影について」	司法巡査	共布
5	昭和 42 年９月 14 日	「写真さつ影について」	司法巡査	共布
6	昭和 42 年９月 12 日	袴田さんの母親の供述調書	司法警察員	５点の衣類
7	昭和 42 年９月 12 日	袴田さんの母親の供述調書	司法警察員	共布
8	昭和 42 年９月 12 日	袴田さんの兄の供述調書	司法警察員	５点の衣類
※ No.１・２は、平成 22 年９月３日付「証拠開示命令申立書３」に関連する証拠。 ※ No.３~８は、平成 22 年９月 13 日付「証拠開示命令申立書４」に関連する証拠。				

正午から弁護士会館で行なわれた弁護団の記者会見によると、弁護団から開示請求されていたその他の未提出証拠について林検事は「なお検討を要する」と回答し、今月 25 日の第６回三者協議の場で開示するかどうかを回答するとのことです。

一方弁護団は、昨年 11 月 26 日と 12 月３日に静岡地裁に提出した２つの再審請求理由補充書（「５点の衣類」の新たな味噌漬け実験報告書や、ズボンの共布を発見した捜査官の自宅に 1993 年 10 月赴き、実際に会って発見当時の話を聞かせてもらった支援者の陳述書などの新証拠を基にした補充書）について説明し、それに関連して以前から申請している捜査官の証人調べを早期に決定するよう裁判所に求めましたが、今回裁判所はそれについて回答を保留しました。

今後弁護団は次々回３月 25 日の第７回三者協議までに、「５点の衣類」の捏造主張に関する補充書を提出するとともに、今回開示された証拠の分析を進め、新たな証拠開示請求や新証拠の提出に向けて検討を進める予定です。弁護団の小川秀世事務局長は、開示された「５点の衣類」のカラー写真には、血痕の付着状況や血液の色の状態などに不自然な点があり、「５点の衣類」が捏造証拠であることを裏付ける新証拠にもなりうるとの見方を示しました。

袴田巖さんの再審開始につながる更なる証拠開示と新証拠の提出に期待しましょう！



三者協議終了後に記者会見する弁護団

★大阪弁護士会主催シンポでアピール★

昨年 12 月 18 日 (土) 午後 1 時から大阪弁護士会主催で開催されたシンポジウム「『BOX 袴田事件 命とは』で、冤罪と取り調べの可視化を考える」に袴田事件弁護団の戸舘圭之弁護士が招かれ、袴田事件についてアピールしました。事件の概要説明と映画上映のあとは、「『袴田事件』に見る冤罪の構図と取調べの可視化」をテーマに、戸舘弁護士と大阪弁護士会の森直也弁護士による対談も行なわれたようです。当日は 220 名の参加者があり、戸舘弁護士は「この映画はどんどん広めていったほうがいい」とあらためて思ったそうです。

★岡島弁護士らが議連牧野会長に要請★

昨年 12 月 28 日午前 11 時から弁護団の岡島順治弁護士と袴田秀子さんらが袴田救援議連の牧野会長と静岡市の牧野議員事務所で面会し、牧野会長へ要請書を提出しました。要請の内容は、袴田巖さんの早期解放を求める観点からの以下の 9 項目です。

死刑執行停止
個人通報制度の早期実現
面会の改善
早期の医療刑務所移管
弁護団と議連との懇談会の開催
法務大臣交代毎の死刑執行停止の申し入れ
議連メンバーの増員
恩赦の決定
牧野会長の法務大臣就任



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

★日弁連が法務大臣に勧告★

一昨年の 1 月に弁護団が日弁連の人権擁護委員会にした人権救済申立について、日弁連は先月 27 日、宇都宮健児会長名の勧告書 (9 ページ参照) を江田五月法務大臣に提出し、袴田巖さんの死刑執行の停止を命令することや拘置所外の病院で治療を行なうよう指示することなどを勧告しました。なお、勧告書に添付されている調査報告書も含め、勧告書の全文は日弁連の HP に掲載されています。

残念ながらこの勧告に法的拘束力はありませんが、東京拘置所で別々の機会に袴田さんと面会した 3 人の精神科医の全員が袴田さんの精神障害を認めている事実と、そうした専門家の意見を基に出された今回の勧告の意味を江田大臣はしっかりと認識し、一刻も早く袴田さんの死刑執行の停止を命令し、外部の医療機関で適切な治療を施すよう決断すべきです。FREE HAKAMADA NOW !

■



元 WBC 世界フライ級王者・内藤大助選手、元 WBA 世界スーパーバンタム級王者・佐藤修氏

袴田巖再審支援 T シャツ通販サイト

(日本プロボクシング協会公認)

http://www.free-hakamada.com

支援 T シャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!

「今すぐ取り調べの全面可視化を！一部可視化では検察のおもうツボ」

江口　務

大阪地検特捜部がフロッピーディスクを改ざんするなど証拠を隠ぺいして無実の厚労省元局長を逮捕・起訴した事件で、最高検は昨年末「捜査を尽くさずに村木局長を逮捕・起訴したのは誤りだった」とする報告書を公表しました。(新聞記事参照)

報告書では「誘導による供述調書作成の疑いがある」と述べ、再発防止策として「こんご特捜事件での取り調べの一部録音・録画(可視化)を試行する」としています。一見すると、みずから犯した「シナリオ捜査」を反省し、冤罪防止に向けて姿勢を正したかのようにうかがえますが、内容を良く見ると検察組織全体にはびこる悪しき土壌について踏み込みが足らず、自己批判どころか自己弁護に終始していることが分かります。

そもそも報告書の対象となったこの事件は、ある政治家を追及するため特捜部があらかじめ村木局長に狙いを定め、容疑者ありきで強引な捜査を進めたすえに、起きたものです。検察なら何を差し置いても重視しなければならない「客観的な証拠」を軽視し、自分たちに都合のよい証拠だけを集めて起訴に及び、あげく冤罪が白日の下にされたものです。にもかかわらず最高検はこの事件の原因を「かかわった検事個人の資質の問題」とし、組織全体に問題があるとの指摘を退けました。

法曹界ではかねて特捜部の「ゆがんだ特権意識」が問題にされてきましたが、こうした土壌はなにも特捜部に限ったことではなく、検察組織全体に及んでいると言えるでしょう。

取り調べの可視化でも最高検は姑息な判断を下しています。報告書で示した取調べの録音・録画はあくまで「試行」であり、実施は一部にとどめるとしています。実施対象を検察が自由に選択できるとすれば逆に冤罪が増えることにもなりかねません。検察が都合のよい部分だけを録音・録画して法廷に持ち出せば、無実の被告にとっては逆に不利となり、それこそ検察のおもうツボです。

可視化における検察側の目的は「自白の任意性」を演出するためのものであり、決して冤罪を防ぐためのものではないことがはっきりしています。冤罪をなくすには特捜事件だろうが、一般事件だろうが、取り調べのどんな場面だろうが「余さず完全に」可視化する必要があります。

全面可視化は冤罪防止の第一歩であり、私たち国民はその実現に向け、今こそ声を大にして叫ぶときではないでしょうか。(了)■

「シナリオ捜査」自己批判

最高検 特捜の可視化試行

厚労省事件検証

再発防止へチェック強化

厚生労働省の文書偽造事件の検証を進めていた最高検は二十四日、「客観的証拠を軽視し、立証に問題を抱えたまま同省の村木厚子元局長を逮捕したことは問題で、起訴もすべきでなかった」とする報告書を公表、法相の私的諮問機関「検察の在り方検討会議」(座長・千葉景子元法相)に提出した。背景として、事前に描いたシナリオにこだわった捜査を挙げ、チェック機能の強化を中心に十二項目の再発防止策をまとめた。

＝報告要旨㊲関連㉘㉙社説⑤面

会見した最高検の伊藤鉄男次長検事は「検証結果に基づき、再発防止策を着実に実施したい」と述べた。検討会議は来年三月をめどに、検察改革について提言する。

報告書は大阪地検特捜部の捜査について「偽造文書の作成日時に関するフロッピーディスク(FD)のデータと供述に矛盾があったが、捜査を尽くさないまま逮捕・起訴の判断をした」と批判。

元特捜部検事の前田恒彦被告(㊽)がFDのデータを改ざんした理由として上司のプレッシャーを挙げ、「村木さん立件を使命と考えた」とした。改ざんが地検内で発覚した後は、公訴取り消しや無罪論告など、別の対応の可能性を指摘した。

前特捜部長大坪弘道被告(㊾)に対しては「証拠の報告も求めず、組織的な検討もさせていなかった」とし、改ざん隠ぺいを「言語道断」と非難した。

再発防止策として東京と大阪、名古屋の各地検特捜部の独自捜査の各高検に特捜部を指導する検事を配置し、特捜部事件の起訴判断は、従来の地検検事正から高検検事長に変更する。

検証結果の骨子

- ▽捜査を尽くさずに厚生労働省局長を逮捕・起訴したのは問題
- ▽誘導による供述調書作成の疑いがあり、取り調べ方法を反省
- ▽局長の立件を使命として不利な証拠内容を報告せず、証拠を改ざん
- ▽改ざん判明後も起訴取り消しや無罪論告を検討せず
- ▽改ざんを知った上司の犯人隠避は言語道断

再発防止策の骨子

- ▽特捜部で取り調べの録音・録画(可視化)を試行
- ▽特捜部の捜査を検事長が指揮。高検に証拠検討の担当検事を配置
- ▽特捜部に主任検事の補佐役検事を配置
- ▽電子データの証拠物を複製、原本は保管
- ▽最高検に再発防止策の指導部署を設置
- ▽取り調べメモの扱いは引き続き検討

東京新聞 2010年12月25日掲載

面会報告

共同代表 福田勇人

2010年12月16日(木)

午前10時過ぎ、袴田秀子さん、浜松救援会の寺澤さんと笠井さん、清水救援会の山崎さん、ボクシング協会の新田さん、そして本会から私と平野さんの７人で東京拘置所を訪れ、先ず、寺澤さん、笠井さん、私の３人で面会申請しましたが、拘置所決定で不許可。その後、秀子さん、山崎さん、新田さんがあらためて申請し直しました。

しかし、11時前に拘置所職員から「本人が『会わない』と言って部屋から出て来ない」と告げられ面会は叶いませんでした(差し入れはボクシング雑誌１誌とお花)。

この日は、事前に袴田さんの健康状態の説明を拘置所に求めていたため、保佐人の秀子さんにだけ説明がありました。秀子さんによると、前回８月24日の説明以降の袴田さん健康状態について担当職員は「特に変化はない」と説明する一方で、「血圧が高いが本人が服薬を拒んでいるので注意している」とも話したそうです。服薬拒否の理由について拘置所からの説明はありませんでしたが、高血圧症の袴田さんが投薬治療を拒んでいる状況は非常に心配です。本人の意思と言っても、精神障害のある袴田さんが自分の健康状態についてきちんと理解したうえで服薬を拒んでいるとは考えられません。場合によっては強制的な方法での治療を検討しなければ、高齢の袴田さんの健康状態が急激に悪化することも十分あり得ます。今後も拘置所には適切な治療を施すよう粘り強く求めていかなければなりません。

さらにこの日は拘置所長宛に支援団体連名の要請書(14ページ参照)を提出したいと事前に拘置所に申し入れていたため、秀子さんと山崎さん、寺澤さん、新田さんの４名で調査官と面会し要請書を提出しました。「面会人を固定しないでほしい」「ボクシング界の人間にもっと面会権を拡大してほしい」「秀子さんや支援者が面会するときに心理士の同行を認めてほしい」と訴えるなど、それぞれ口頭でも要請内容を補足しました。これに対し調査官は、「要請があったことは上に報告する」「回答できることがあれば連絡する」と述べました。拘置所は支援者との話し合いに非常に消極的で人数制限を設けたため、私は要請の場に入ることができませんでしたが、山崎さんたち３人の支援者が我々の想いまでしっかりと拘置所側に伝えてくれました。袴田さんに対する処遇の改善はこれからも執拗に要求しなければなりませんが、新田さんが言うように拘置所職員も人間です。彼らの心を動かすにはどうしたらいいのかについても、よく考えることが我々には求められます。

なお、この日は午前９時過ぎ、清水救援会の楳田代表らが静岡地検に赴き、支援団体連名の要請書など(16～19ページ参照)を提出し、再審請求審の結論が出るまでの間の死刑執行の停止や証拠の全面開示などを要請しました。

2011年1月20日(木)

午前10時過ぎ、ボクシング協会の新田さんと二人で、今年初めて袴田巖さんとの面会に臨みました。

私は、刑事収容施設法120条１項２号で死刑囚との面会ができることになっている重要用務処理者として「再審準備」を理由に面会を申し込みましたが、拘置所職員から「この申請内容では面会は認められない」と言われ面会不許可。

30分ほど経ってから新田さんも同じ職員から「会いたくないと言って本人が出てこない」と伝えられ、この日も面会は叶いませんでした。心配した新田さんが職員に「体調とかはどうなんですかね?」と尋ねたところ、「特に聞いていないので問題ないと思います」との回答でした(差し入れはボクシング雑誌２誌とお花)。

なお、この日は午前中に弁護団の戸舘弁護士も面会を試みましたが、同じ理由で袴田さんが拒否しています。

2011年2月2日(水)

午前中、弁護団の戸舘弁護士が先日日弁連が法務大臣に出した勧告のことなどについて報告しようと面会を申し込みましたが、袴田さんが「会いたくない」と拒否したため面会できませんでした。■

2010年12月16日

東京拘置所長 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
浜松・袴田巖さんを救う会
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会
袴田巖さんの再審を求める会
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

袴田巖さんの処遇に関する要請書

現在、貴拘置所に死刑確定者として収監中の袴田巖さんとの面会および信書の発受、および袴田巖さんの医療処遇に関して、以下のことを要請します。

1．本年8月24日以来面会を拒否している袴田巖さんの生活状況や病状・治療などに関する具体的な情報を、姉・ひで子さんや関係者に速やかに提供すること。
2．袴田巖さんの再審請求を支援する関係者や、袴田巖さんの病状回復を願う関係者に対する面会及び信書の発受の保障・拡充を速やかに行うこと。
3．精神疾患や認知症を発症している袴田巖さんを、速やかに専門的処置が可能な病院に移送し、直ちに専門的な医療を受けられるよう保障すること。

記

袴田巖さんは1966(昭和41)年に静岡県旧清水市で起きた一家4人強盗殺人・放火の罪で逮捕され、捜査当局の拷問同様の取り調べの末、逮捕から20日後に犯行を自白させられました。しかし起訴後は「自白は強要されたもの」として犯行を否認。以来一貫して無実を訴えてきたにもかかわらず、1980(昭和55)年11月に最高裁で上告が棄却され、先日12月12日には死刑確定から30年を経てしまいました。

いわゆる「袴田事件」は間違いなく冤罪です。無実の罪で死刑判決を下された袴田巖さんに対する44年以上にも及ぶ極めて長期間の拘束に、私たちは強い憤りを感じざるを得ません。

同時に、死刑確定者の「心情の安定を害するおそれがある」との理由で外部交通が厳しく制限されたため、獄中の袴田さんとの意思疎通の機会が長期間奪われてきたことは疑いのない事実であり、大きな怒りを禁じえません。

また、現在袴田巖さんは重度の拘禁反応を呈し、認知症の発症も明らかになっています。弁護人および支援者たちと継続してきた面会も、本年７月20日を最後に途絶えています。44年にも及ぶ長期間の拘束と死刑執行の恐怖の中で、外部との交通を極端に制限してきた貴職及び貴拘置所の対応が、現在の袴田巖さんの精神状態を引き起こしたことも疑う余地はありません。

以上の事実を十分に踏まえ、貴職が私たちの上記要請を直ちに実施されるよう求めます。

以上

合同連絡先：
〒424-0006
静岡市清水区石川本町16番18号
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
電話：054(366)2468　　FAX:054(366)2475

静岡地方検察庁　　2010年12月16日
大野 宗 検事正 殿
林 享男 検事 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

私たちは清水・静岡を中心に袴田巖さんの無実を確信して救援活動を行っている市民団体です。毎月のように、この事件の疑問点を街頭に立ち街行く市民に訴え続けています。また毎月の例会や年２回の市民の集いなど地道に人権擁護の活動を続けてきた結果、本年度社会教育団体の承認を静岡市長より頂きました。この要請は当会の会員一致の意見ですが、個々の会員の意見は別途お届けいたします。個人意見は重複や相違点もあると思いますがご了承願います。

すでに新聞報道などでご存じだと思いますが、本年４月の「袴田巖死刑囚救援議員連盟」が発足しました。「無実を訴えている袴田巖さんへの40年間以上に及ぶ身柄の拘束と死刑執行への恐怖に晒され続けている現状に、手を差し伸ばすのは政治の使命である」という国民の感覚が政治に反映されたからです。議員連盟は所属の議員による質問主意書提出。５月には、議員連盟として法務省に“死刑執行停止”の申し入れが行われています。また、高橋伴明監督、主演、萩原聖人、葉月里緒奈らの商業映画「BOX 袴田事件命とは」が全国公開となり好評を得ました。袴田さんの事件は今日日本で一番冤罪の可能性の高い事件として国内に知れ渡りました。

国際的にもこの事件に対する関心が高まっています。洞爺湖サミットの折には参加各国の首相から姉、袴田ひで子さんに同情と激励のレターが届きました。

今年、袴田巖さんの誕生日３月10日には英国自民党議員アリステア・カーマイケルさんと英国死刑廃止超党派国会議連の方々、アムネスティ・インターナショナル英国支部の方々が、国際基準に基づく公正な再審開始と釈放を求めて、大きなメッセージパネルを日本大使館に届けています。また、今月10日にはひで子さんがスペイン「EL PAIS」紙の取材を受けています。

以上、袴田さんの事件が国内外の注目が高まる中以下の事を要請いたします。

要　請

1. 新証拠について真摯な検証を。

最高裁判所は、衣類が長期間味噌に漬かっていたことは明らかだと決めつけています。何が根拠なのでしょうか？

私たちは実際の事件に合わせ、６月から翌年の８月まで、季節に合わせ、味噌の中に衣類を漬けて実験をしてみました。

白色メリヤスの半袖シャツや白色さらし生地ステテコは、赤みそ色に染まり、付着させていた血液は真っ黒、に変色し、とても「一目で血液だとわかった（発見時の証言）」状態ではありませんでした。

また、青色ブリーフや緑色ハンカチ（いずれもパイル地）も、赤みそ色に染まり、元の色はとても分からないのです。

「味噌の中から出てきた緑色のパンツは、袴田しかはいていなかった（発見時の証言）」との証言とも全く矛盾します。

私たちの得た結論は、どんな衣類も、１年２ヶ月味噌の中に漬かっていれば、味噌の色とほとんど同じになる、ということです。

証拠とされている衣類は、長期間のみそ漬けでは出来ないことが明らかなのです。

このほかの新証拠ついても真摯に検証し、もし検察が側からの反論があれば私たちも真摯に受け止めます。三者協議で率直な意見を述べてください。

2. 未開示証拠の全面開示を

本年２度に渡り未開示証拠の開示を頂きましたことは大変な前進だと考えます。しかし、なぜ、未開示証拠の全面開示が出来ないのかと大変残念にも思います。再審法は詳細な手続法は制定されておりませんが、この法律は無辜の救済のためにあるものと考えられます。弁護士、裁判官、検察官それぞれの役割は異なるものの、無辜の救済のための法の下にあり、犯罪事実の存否に関わる真実の究明の任務は三者共通の筈です。前例の無い事を決断する重さは理解できますが人命より重いものではありません。全ての証拠の開示を求めます。

3. １日も早い再審開始を

袴田巖さんはすでに 74 歳。誰しも「いのち」には限りがあり、袴田さんも例外ではありません。

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に基づき、検察官にも速やかな審理の進行を求めます。

以 上

なお、今後も要請書、署名簿提出等を継続する予定です。少しづつ意見を述べ、要請いたします。ご理解頂けますようお願い致します。

連絡先当会事務局：静岡市清水区石川本町 16-18 山崎俊樹

要　請　書

2010年12月16日

静岡地方検察庁
検事正 大野 宗 殿
検事 林 享男 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
浜松・袴田巖さんを救う会
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会
袴田巖さんの再審を求める会
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

1. 要請の趣旨

現在静岡地方裁判所に係属しているいわゆる「袴田事件」の第2次再審請求事件について、刑事訴訟法第442条但書に基づき、静岡地方裁判所の決定が出されるまで、死刑確定者袴田巖さんの刑の執行を停止するよう要請します。

2. 要請の理由

同条は、「再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。」と規定しており、再審請求があった場合に刑の執行を停止するか否かの判断を検察官の裁量に委ねています。そして袴田さんの場合、以下の理由により同条但書が適用されてしかるべきです。

(1) 袴田巖さんは無実である

いわゆる「袴田事件」は冤罪であり、袴田さんは無実です。このことは今や「袴田事件」を知った多くの人々が確信する周知の事実となっています。日弁連による支援、元裁判官による無罪心証告白、60名以上の超党派国会議員による「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の設立、映画『BOX 袴田事件 命とは』の公開、相次ぐ関連書籍の出版、さらにはインターネット上に書き込まれる多くの市民による支援表明は、それを裏付けて余りあります。

こうした事実を見れば、袴田さんが単に刑の執行を逃れるために再審を請求しているのでないことは明らかで、冤罪の可能性が十分にあることを貴職らも認めざるを得ないはずです。そうであれば、「公益の代表者」たる貴職らが同条但書に基づき、少なくとも裁判所の決定が出されるまで刑の執行を停止することは、無辜の不処罰という正義の実現のためになすべき責務だと考えます。

(2) 袴田巖さんは心身喪失状態にある

現在袴田さんが拘禁反応あるいは認知症により心身喪失状態にあることは複数の専門家の診断によっても明らかです。同法第479条では、死刑確定者が心身喪失状態にある場合は法務大臣の命令で刑の執行を停止しなければならないとされています。袴田さんの精神状態が、必要的な刑の執行停止の要件に該当することが医学的に確認さ

れている以上、同法 442 条但書で検察官に認められた裁量権を行使して刑の執行を停止しても、裁量権の逸脱を問われることはありません。

(3) 袴田巖さんは高齢である

袴田さんは数か月後には 75 歳になる高齢者です。前記の精神疾患・認知症のほかに糖尿病や高血圧症の傾向もあります。同法第 482 条には検察官による自由刑の裁量的な刑の執行停止の要件の一つとして「年齢 70 年以上であるとき」が挙げられています。これは高齢者に対する人道的配慮の現れであり、その理念は本来刑罰の種類に左右されるものではありません。また死刑確定者の場合、刑の執行までは自由刑である禁錮刑と同じ状態に置かれていることになるため、高齢であること、しかも重度の精神疾患やその他の身体的な病気に罹患していることを理由に、検察官の裁量で同条但書による刑の執行停止を決めたとしても、裁量権の逸脱には全く当たりません。

(4) 袴田巖さんの拘束は長期に及んでいる

1966 年 8 月 18 日の逮捕に始まる袴田さんの拘束期間は 44 年以上に及びます。今月 12 日には死刑判決確定から 30 年が経過しました。これほどの長期間、いつ刑が執行されるかわからない恐怖に晒されながら独房に拘束される状態がどれほど非人道的なものかは多言を要しません。日本も加入している拷問等禁止条約に基づき、2007 年に出された拷問禁止委員会の結論及び勧告によれば、日本の死刑確定者の処遇に関する多くの条項が「拷問あるいは虐待」に相当するものであるとし、深い懸念が表明されています。とりわけ「確定判決の言渡し後、独居拘禁が原則とされ、死刑確定後の長さをみれば、いくつかの事例では 30 年を超えていること」などを遺憾としているのです。

このように袴田さんの長期拘束は国際条約に違反する可能性が高く、逆に検察官が同条但書に基づき刑の執行を停止すれば、国際社会から一定の評価を受けることは間違いありません。国際的な見地からも貴職らは袴田さんの刑の執行を今すぐ停止すべきです。

今回の要請は、仮に貴職らがそれを容認したとしても袴田さんに対する確定判決が効力を失うものではありません。ただ、少なくとも上記の理由から、再審請求についての決定が裁判所から出されるまでの間、刑の執行を停止してほしいというものです。死刑確定者にとっては、刑の執行が停止され執行の恐怖から解かれることによって得られる安堵は、たとえ拘置が継続するとしても極めて大きいのです。

貴職らには、刑事司法の正義を実現する検察官としての職責を果たすと同時に、一人の人間として、弱者への共感と想像力を期待するものです。

以上

代表連絡先：〒 424-0006
静岡市清水区石川本町 16-18
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
TEL:054-366-2468　FAX:054-366-2475

袴田事件で追加開示

静岡地裁3者協議 検察側、着衣写真など

静岡新聞夕刊
2010年12月6日

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁と静岡地検、弁護団による5回目の3者協議が6日午前、同地裁で開かれた。弁護団によると、検察側は未開示だった証拠のうち、新たに袴田死刑囚が犯行当時着ていたとされる衣類の写真や、事件直後に現場周辺を捜索した際の写真を提出した。

検察側が新たに開示したのは▽事件発生から1年2カ月後の67年8月にみそタンクの中から発見され、犯行着衣とされた5点の衣類を、発見直後に撮影した写真30枚▽事件直後に現場を捜索した際に撮影した写真35枚―など。いずれも弁護側が開示を求めていた。

一方、弁護側は5点の衣類が発見された翌9月にズボンと同じ素材の端切れが袴田死刑囚の実家で見つかり、犯行の証拠とされた経緯が不自然として、あらためて発見当時の捜査官の証人尋問を求めた。

弁護側によると、9月13日の前回3者協議で開示された当時の捜査報告書を検証したところ、実家から端切れが発見される8日前に、捜査員がズボンの製造元から同じ生地のサンプルを入手していたことが分かった。発見の6日後にも、再びサンプルを受け取っていた。

弁護側は、同地裁にこれまでに提出した「再審請求理由補充書」にこうした内容を盛り込み、「同じサンプルを2度入手するのは不自然で、実家から見つかった端切れは袴田死刑囚のものと偽装した可能性がある」と主張。6日の3者協議で、捜査機関が入手したサンプルの行方を明らかにするため、さらなる証拠開示を検察側に求めた。



3者協議のため静岡地裁に入る袴田死刑囚の弁護団＝6日午前10時55分ごろ、静岡市葵区

「共布」証拠開示

静岡地検が留保

袴田事件

毎日新聞
2010年12月7日

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、一家4人が殺害された「袴田事件」の袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求を巡る3者協議が6日、静岡地裁であり、弁護団が「証拠捏造の根拠」と主張する「共布（補修布）」の証拠開示に関し、静岡地検は回答を留保した。11年2月25日の協議で開示するか否かを答えるという。

一方で検察側は、袴田死刑囚が事件時には有罪の根拠になった衣類のカラー写真30枚や関係者の供述調書など証拠8点を新たに開示した。証拠開示は9月に続き2回目。

共布に関し弁護団は、9月の証拠を検証した結果に基づき、事前に地裁へ出した再審請求理由補充書で開示を求めていた。【竹地広憲】

㊧中日新聞
2010年12月7日

㊦静岡新聞
2010年12月7日

「ブリーフ血痕不自然」

袴田事件 証拠開示 弁護団、ねつ造主張

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された袴田事件で、無実を訴え続ける袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐって6日に静岡地裁で行われた3者協議で、検察側は新たに8点の証拠を開示した。弁護団は3者協議後の会見で、この中から「新たなねつ造が見つかった」と主張した。

弁護団が指摘したのは、袴田死刑囚が犯行当時身に着けていたとされる血痕が付いたブリーフのカラー写真。ブリーフの表側ではなく裏側に大量の血液が付いていた。また、ブリーフの上にはいていたとされるステテコとズボンのいずれにもブリーフの血痕の箇所に血液は付いていないことが分かった。

このため、弁護団は「事件後に何者かがブリーフに血を付けた可能性が高い」との分析を明らかにした。

また、事件から1年2カ月後にみそタンクの中から発見されたブリーフの生地の色についても、弁護団は「長期間みそに漬かっていたのに、生地の緑色が判別できるのはおかしい」と訴えた。

弁護団は今後、袴田死刑囚が犯行当時着ていたとされるズボンの端切れが、袴田死刑囚の実家から見つかった経緯について不自然な点があるため、端切れを発見した捜査官の証人尋問や関連する物証の提出を強く求めて行く考え。西嶋勝彦弁護団長は「我々は事件の真相解明のため証拠の全面開示を求めている。検察の対応は不十分だ」と述べた。

袴田事件

ズボン偽装疑い指摘

弁護団補充書「サンプル入手 不自然」

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚(七四)の弁護団が静岡地裁に提出した補充書は、ズボンの端切れを用いた偽装工作の疑いなどを指摘している。小川秀世弁護士らが六日、記者会見で詳細を明らかにし、「捜査当局による証拠捏造を裏付ける新証拠」と強調した。

第二次再審請求審では、静岡地検が九月、袴田死刑囚のものとされ、犯行の有力な証拠とされたズボンなど五点の衣類のカラー写真や、県警の捜査報告書など、未開示だった証拠を初めて開示した。

補充書によると、弁護団が開示証拠を検証した結果、袴田死刑囚の実家からズボンの端切れが発見される八日前、捜査員がズボンの製造元から、同じ素材のサンプルを入手していたことが判明。さらに発見から六日後、再びサンプルを入手していたことも分かった。

弁護団によると、静岡地裁で六日開かれた地裁、地検、弁護団の三者協議で、地検側はサンプルを開示するか否かを二月二十五日の次回三者協議で回答する、と伝えてきたという。会見で小川弁護士は「二度も製造元からサンプルを入手しているのは不自然。サンプルの現物を出すべきだ」と訴えた。

三者協議では、検察側から五点の衣類の別カットの写真や、事件直後の現場周辺の写真などが新たに開示されたという。

九月に開示されたブリーフの写真では、裏に多量の血痕が付着していたが、今回開示されたブリーフの表が写った写真では、血がわずかしか付いておらず、弁護団は、後から血が付けられた可能性が高いとの見方をしている。

袴田事件

物証「捏造の疑い強い」

再審請求補充書で弁護団

「袴田事件」で、静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(74)の弁護団が、「袴田死刑囚の有罪の物証とされたものは捏造された疑いが強い」との趣旨の「再審請求理由補充書」を静岡地裁に提出した。検察側が今年9月に初めて開示した資料を基に弁護側が展開している新たな立証活動の一環が今回の書面となる。検察側は6日、別の8点の未開示資料も弁護側に示しており、弁護側はこれらについても内容を詳しく調べる方針だ。

弁護側は、6日に静岡地裁で行われた裁判所と静岡地検、弁護側による第5回3者協議後に記者会見した。弁護側が新たに注目するのが、9月の前回3者協議で検察側が開示した県警の事件当時の捜査報告書。犯行時に袴田死刑囚が着用したとされるズボンの共布(補修布)が袴田死刑囚の実家から見つかり、袴田死刑囚の犯行を裏付けるものとされてきたが、報告書を弁護側が分析した結果、共布が発見される8日前に捜査員が製造元から布のサンプルを入手していたことが判明。さらに発見の6日後にも同じサンプルを入手していたことがわかったという。

弁護団の小川秀世弁護士は6日の協議で、袴田死刑囚の実家から共布を発見した捜査員の証人尋問を行うよう求めた。

検察側は6日、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる衣類が発見された直後の写真など8点を開示した。弁護側はこれらのうち、犯行時に着用していたとされるブリーフの写真について「血痕の付着が不自然な点があり、後から血液を付けた可能性もある」として分析を進める。小川弁護士は「何点かの写真だけでも、今まで私たちが知らなかった事実が明らかになっている。今出せるならなぜ40年前に出せなかったのか。第1次再審は何だったのかという思いだ」と語った。

「衣類5点 捏造疑い」

袴田事件再審請求巡り 弁護側が補充書

旧清水市(現静岡市清水区)で一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁と検察、弁護団による三者協議が6日、開かれた。弁護側は、前回開示された証拠の分析で、犯行時の着衣とされるズボンなど「5点の衣類」の捏造の疑いが強まったなどとする補充書を地裁に提出した。

会見した弁護側によると、今回、検察側から「5点の衣類」発見当日のカラー写真や家宅捜索時の写真のネガフィルムなど、新たに8項目の証拠が開示された。弁護側は今回の開示で、袴田死刑囚のタンスから出てきたズボンの共布のサンプルを、警察が発見前後の2度にわたって入手していたと指摘。「最初のサンプルが共布として使われた可能性がある。捏造の疑いがさらに強まった」とし、新たな補充書を提出予定という。

(上)読売新聞静岡版
2010年12月7日

(右)朝日新聞
2010年12月7日

(左)静岡新聞
2010年12月17日

袴田事件

死刑囚の刑執行停止を

支援5団体が要請書

1966年、旧清水市(現静岡市清水区)でみそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」をめぐり、無実を訴えている袴田巌死刑囚(74)を支援する「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」など5団体は16日、静岡地検に刑の執行停止を拘置先の東京拘置所に適切な医療処遇などを、それぞれ求める要請書を提出した。

袴田死刑囚に対する死刑判決は、12日で確定から丸30年になった。現在は第2次再審請求をめぐって静岡地裁、地検、弁護団の3者が協議を続けている。

地検への要請は、袴田死刑囚が「心神喪失状態にある」「高齢である」「長期間拘束されている」などとして、再審請求時の刑事訴訟法の規定に基づき、検察官の裁量で刑の執行を停止するよう求めた。

東京拘置所に対しては、親族らに生活状況や病状・治療の情報を提供することや、病院に移送して専門的な医療を受けられるよう保障することなどを要請した。

支援団体はこれまでに面会した際の様子などから、袴田死刑囚が「拘禁反応や認知症により心神喪失状態にある」と主張している。16日には拘置所を訪れたメンバーが面会を試みたが、本人が拒否していることを理由に実現しなかった。

「証拠の全面開示急げ」

袴田事件3者協議　弁護側が主張

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求をめぐり静岡地裁、静岡地検、弁護団は6日、3者協議を開き、検察側は新たに計8種71点の証拠を示した。弁護団は証拠を引き出せた成果を認める一方、「ようやく今になって出されたのは残念だ」とも指摘。証拠の小出しではなく、早期の全面開示を求める考えを示した。

検察側が9月に続き、今回新たに開示に応じた証拠は、事件現場付近の写真のネガプリント35枚分▽袴田死刑囚が事件時着けていたとされるブリーフなどの写真30枚▽袴田死刑囚の関係者の供述調書などの捜査資料6点。

弁護団によると、過去開示された写真ではブリーフの裏側に被害者のものとされる血痕が付着していた。

しかし、今回示された写真からブリーフの表側に血痕がほとんど付いていないことが分かるといい、弁護団は「血痕は本来、ブリーフの表に付いていなければ不自然だ」と指摘した。

西嶋勝彦・弁護団長は「本来、証拠が少しずつ開示される状況は望ましくない。検察側の証拠の開示は不十分であり、今後も全面的な開示を求めていく」と強調した。【竹地広憲】



検察側が新たに示した証拠の写真について記者会見で説明する袴田死刑囚の弁護団＝静岡市葵区の県弁護士会館で

毎日新聞静岡版 2010年12月7日

ニュースを問う

袴田事件の「現代性」



加藤　隆士（静岡総局）

証拠の全面開示に踏み切れ

犯人を仕立て上げ、描いた構図が崩れそうになると証拠まで改ざんする。昨年発覚した大阪地検特捜部の証拠品改ざん事件では、信じられないような特捜捜査の実態が明らかになったが、四十年余りにわたって警察による証拠の捏造が疑われながら、いまだに決着していない事件がある。静岡県清水市（現静岡市清水区）で一九六六（昭和四十一）年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」だ。

捏造疑惑　強まる

静岡地裁で続く第二次再審請求審が昨年、大きく動き始めた。静岡地検が五月、ずっと「門外不出」にしてきた証拠の開示方針を打ち出し、九月に一部の証拠を開示した。それらを検証した弁護団が十二月、捏造の疑いを強める新証拠が明らかになったとして、静岡地裁に補充書を提出した。

開示証拠の中で、弁護団が特に注目しているのが、元プロボクサーでみそ製造会社従業員だった袴田巌死刑囚（78）が犯行時に着用していたとされる血の付いた衣類のカラー写真。ズボンやブリーフなどの衣類五点は、事件が発生して一年二カ月後の公判中、従業員が偶然、工場のみそタンクの底から発見したとされ、有罪判決の決め手にもなった。

カラー写真の中の衣類には、赤い血痕が鮮明に映っており、弁護団は「みそタンクの中にずっと入っていたのに不自然だ。発見される直前に、タンクに入れられた可能性が濃厚だ」と主張する。弁護団の実験で、血液を付着させた衣類をみそに漬け込んだところ、短期間でその色と混じり合って不鮮明になったという。

衣類五点が発見された数日後、袴田死刑囚の実家から見つかったとされるズボンの端切れの出所もかなり怪しい。この端切れはみそタンクのズボンと一致すると鑑定されたが、開示された静岡県警の捜査報告書から、端切れが発見される前に捜査員がズボンの製造元から同じ生地のサンプルを入手し、さらに発見後も再びサンプルを受け取っていたことが判明したという。

あくまで弁護側の主張とはいえ、これだけ疑惑があれば今の裁判員裁判なら、「疑わしきは被告人の利益に」にのっとり、かなりの確率で無罪判決が出るはず。事実、一審静岡地裁で死刑判決にかかわった元裁判官が二〇〇七年、無罪の心証だったと告白し、再審請求の支援活動に加わっている。そして大阪地検特捜部の証拠品改ざん事件の発覚によって、袴田事件の「現代性」をかぎ取っている人は多いはずだ。

大阪地検特捜部の事件を受け、最高検は昨年十二月、内部検証の報告書を公表し、再発防止策の目玉として特捜事件の取り調べの一部録音・録画（可視化）を試行する方針を打ち出した。だが、法曹関係者などから「都合のいい場面だけを録音・録画して証拠とするのは、かえって有害」と批判が集中している。

都合のいい選択

袴田事件でも、証拠の開示・非開示の判断を委ねられた検察側が、自分たちの都合のいい証拠しか出してこなかったことが事件の長期化を招く大きな要因になったのは間違いない。二〇〇八年四月から始まった第二次再審請求審でも当初は「再審請求段階の証拠開示は法的根拠が薄い」と、弁護団からの証拠開示の申し立てを突っぱねてきた。

かたくなな態度が変化したのは、栃木県足利市の「足利事件」の再審で、菅家利和さんの無罪が確定した昨年三月以降だ。静岡地検は一裁判所からの提出命令や勧告がなくても、開示できる証拠は出したい」と方針転換をしたが、それでも開示したのは一部にすぎない。

地検幹部は「事件からかなり時間がたっているので、証拠があるかないかも含めて調べており、開示には時間が必要」と説明する。

弁護団によると、地裁を交えた協議の場で、担当検事は「公益の代表として証拠を開示する。開示しないは検事の自由」と発言したというが、「公益」の意味をねじ曲げているのではないか。証拠は検事が有罪を立証するためのものではなく、有罪か無罪かを判断するためのものだ。

次回協議は二月二十五日に予定されている。検察側は証拠を小出しにすることなく、証拠の全面開示に踏み切ってほしい。それが公益にかなうと私は考える。



静岡地検から新たに開示された衣類の写真を掲げる弁護団の小川秀世弁護士＝昨年9月、静岡市の静岡県弁護士会館で

中日新聞 2011年1月16日

「助かるきっかけつくりたい」



布川事件の桜井さん
袴田事件 集会で講演

袴田事件の支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」（楳田民夫代表）は二十三日、静岡市東部勤労者福祉センター（同市清水区）で集会「袴田さんは無実だ！」を開いた。布川事件で冤罪を訴え、再審公判中の桜井昌司さん(六四)が講演し、会員ら約六十人に「袴田事件は勝たなければいけない。私も、苦しんでいる人が助かるきっかけをつくりたい」と呼び掛けた＝写真。（加藤隆士）

桜井さんは一九六七年に茨城県で起きた強盗殺人の布川事件で無期懲役が確定。服役した後、有罪の決め手となった自白の信用性を覆した。三月の再審公判で無罪が言い渡される見通し。

講演で桜井さんは自白を強要した当時の取り調べを振り返り、「最後はうそ発見器に掛けられ、犯人と言われた瞬間に抵抗する気力をなくした」などと説明。桜井さんにとって有利となる証拠を隠し続けてきた検察側に対して「いまだに無期懲役を求刑している。誰も責任を取らないのはおかしい」と批判した。

講演に先立ち、袴田事件弁護団の伊豆田悦義弁護士が、静岡地裁で続く第二次再審請求審の現状を報告した。

一年二カ月間、みそに漬かっていたとされているのに、鮮やかな緑色をしたブリーフのカラー写真など、静岡地検が開示した証拠の一部をスライドで紹介。「ブリーフなど、犯行時の着衣とされた五点の衣類を中心に突き崩し、今年中に再審開始につなげたい」と今後の方針を語った。

袴田死刑囚の再審を急いで
布川事件・桜井さん

一九六六年に一家四人が殺害された「袴田事件」で第二次再審請求中の袴田巌死刑囚(七四)の支援集会が二十三日、静岡市であり、六七年の茨城県での布川事件で再審無罪が確実視されている桜井昌司さん(六三)らが「一刻も早い再審開始を」と訴えた。

桜井さんは、自白を迫られた経験に触れた上で、冤罪根絶に向け「取り調べの可視化や証拠を全て開示するのは当たり前だ」と強調。「毎日、死刑を待つ恐怖は計り知れない」と述べ、静岡地裁の再審決定を求めた。

袴田死刑囚の執行停止要請
法相に超党派議連

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(74)を支援する超党派の「袴田巌死刑囚救援議員連盟」は25日、刑事訴訟法に基づく死刑執行停止を江田五月法相に申し入れた。法相は「要請を重く受け止め、今後よく考えたい」と述べるにとどまったという。

同議連会長の牧野聖修衆院議員（民主、静岡1区）らが法務省を訪れ、要望書を手渡した。牧野氏は昨年8月に袴田死刑囚と面会した際の状況などを説明し、「会話にならず心神喪失状態だった。一刻も早く決断してほしい」と訴えた。

同議連は昨年、当時の千葉景子法相にも同様の要請をし、千葉氏は自身の在任中に結論を出す意向を示していたという。牧野氏によると、江田氏は千葉氏に比べやや慎重な姿勢だった。

㊤中日新聞静岡版
2011年1月24日

㊥東京新聞
2011年1月24日

㊦静岡新聞
2011年1月26日

静岡新聞
2011年1月24日

「証拠全面開示は当然」

袴田事件支援集会　布川事件の桜井さん講演　静岡

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(74)の支援集会が23日、同区の清水テルサで開かれた。67年に茨城県で男性が殺害された布川事件で再審中の桜井昌司さん(63)が講演し、「（有罪に反する）証拠を隠す司法の体制が冤罪（えんざい）を生んでいる」などと訴えた。

桜井さんは杉山卓男さん(64)とともに強盗殺人罪などに問われ、無期懲役が確定、服役した。唯一の証拠とされた「自白」の信用性が否定されて再審が開始され、2人は無罪となる公算が大きいとされる。



講演で自らの体験を語る桜井昌司さん＝23日午後、静岡市清水区の清水テルサ

桜井さんは「（検察側が）犯人性を示す証拠のみ示せばいいのは、裁判の制度の欠陥だ」と批判。袴田事件については、検察側が弁護団の求めに応じて昨年、初めて開示した証拠などに触れて「勝てないわけがない」とし、「取り調べの可視化も、税金で集めた証拠の全面開示も当たり前」などと語った。

袴田事件の再審請求をめぐっては現在、静岡地裁、静岡地検、弁護団による3者協議が続いている。集会で現状報告した弁護団の伊豆田悦義弁護士は、検察側が開示した犯行着衣とされる「5点の衣類」のカラー写真などの分析を解説。「プリーフへの血液の付着状況に不自然な点がある」などとして、証拠ねつ造の可能性を指摘していく方針を示した。

読売新聞静岡版
2011年1月24日

布川事件の桜井さん
袴田死刑囚支援の講演



「袴田事件」で死刑判決が確定し、静岡地裁に第2次再審請求を行っている袴田巌死刑囚(74)を支援する集会が23日、静岡市清水区の清水テルサで開かれ、茨城県で1967年に起きた強盗殺人事件「布川事件」で再審公判中の桜井昌司さんが講演し＝写真＝、支援者ら約60人が参加した。

集会は「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」が主催した。

3月の再審判決を待つ桜井さんは、検察に証拠を開示させたことが再審開始につながったと強調。「証拠や事実を突き詰めていけば袴田事件も冤罪（えんざい）ということがわかる。私も裁判で勝つので一緒に頑張っていきたい」と支援を約束した。

また、静岡地裁、静岡地検、弁護団による三者協議で開示された証拠の一部について、弁護団の伊豆田悦義弁護士が説明。犯行時の着衣とされる5点の衣類の写真について、「血痕の付き方など不自然な点が多く、さらに分析、研究を進めたい」と話した。

袴田死刑囚の執行停止を

日弁連が法相に指示勧告

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」をめぐり、日弁連は27日、江田五月法相に対して、袴田巌死刑囚(74)＝第2次再審請求中＝の刑の執行停止と、精神疾患の治療を指示するよう勧告した。

袴田死刑囚が長年の拘禁で「妄想性障害」にあり、刑の執行停止が認められる「心神喪失」の状態だと判断した。勧告に法的な拘束力はないが、姉秀子さん(77)＝浜松市中区＝は毎日新聞の取材に「法相に勧告を真剣に受け止めてもらい、良い方向に進めてほしい」と語った。

弁護団は09年1月、袴田死刑囚の刑の執行停止などを求め日弁連に救済を申し立てた。これを受け日弁連は、袴田死刑囚に面会した精神科医らに調査し、医師が治療の必要性を認めている▽東京拘置所の医療は不十分――などの理由で申し立ての内容を認めた。

袴田死刑囚については秀子さんが08年、第2次再審請求を申し立て現在、静岡地裁、地検、弁護団の三者が協議を続けている。【竹地広憲】

㊤毎日新聞静岡版 2011年1月28日
㊥右上　日本経済新聞 2011年1月28日
㊥右下　読売新聞夕刊 2011年1月27日
㊥左　朝日新聞静岡版 2011年1月28日
㊦朝日新聞 2011年2月11日

袴田死刑囚の執行停止勧告

日弁連、心神喪失で

「袴田事件」の元プロボクサー袴田巌死刑囚(74)＝第2次再審請求中＝について、日弁連は27日、強い精神疾患がみられ心神喪失状態として、弁護団の人権救済申し立てに基づき刑の執行停止と適切な治療を受けさせるよう法務省に勧告した。

死刑執行停止を勧告

静岡県清水市（現静岡市）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑判決が確定し第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(74)について、日本弁護士連合会は27日、袴田死刑囚が「妄想性障害」で心神喪失の状態にあるとして、刑の執行停止と適切な治療を受けさせるよう求める勧告書を法務省に提出した。

「死刑執行停止を」法相に日弁連勧告
袴田死刑囚は「心神喪失」

日本弁護士連合会は27日、1966年の「袴田事件」で死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(74)＝第2次再審請求中＝の死刑執行を停止するよう、江田五月法相に勧告した。袴田死刑囚は心神喪失の状態にあるとして、法相が執行を停止できる刑事訴訟法の条文を適用するよう求めた。

日弁連の人権擁護委員会が20日にまとめた調査報告書は、袴田死刑囚と面会した医師の意見などから、袴田死刑囚には「妄想性障害」があると判断。収容されている東京拘置所では十分な医療を受けられておらず、医療刑務所に移して専門的な治療を受ける必要性を指摘していた。

死刑囚 一斉に精神鑑定

千葉元法相指示

数人、拘禁反応か

千葉景子元法相が在任中の昨夏、全国の拘置所に収監中の死刑囚約110人の精神状態を調べるよう指示し、広範囲に精神鑑定を実施したことがわかった。鑑定の結果、精神状態に異常をきたす「拘禁反応」が疑われる死刑囚も数人いた。法務省によると、死刑囚の精神状態を死刑執行前に調べる場合はあるが、全国一斉に調査した例はないという。

法務省は死刑執行の検討過程のほか、死刑囚の精神状態や医療行為についても、個人のプライバシーなどを理由に弁護人にも非公開としている。日本弁護士連合会（日弁連）や人権団体からは「処遇や執行が適切に行われているのか検証できない」という批判がある。今回の精神鑑定についても結果を公表する予定はない。

同省関係者らによると、千葉氏は法相だった昨年8月下旬、静岡県で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(74)の救援をめざす議員連盟の議員と面会。冤罪の可能性と精神状態の悪化を理由に死刑執行の停止を求められた。

要望を受けた千葉氏は、人権上の観点などから、袴田死刑囚に限らず、全国7カ所の拘置所に収監されている死刑囚約110人全員の精神状態を把握する必要があると判断し、精神的に不安定な死刑囚には精神鑑定を実施するよう同省に指示。広範囲に調査と鑑定を行った結果、拘禁反応が疑われる死刑囚が数人判明した。

拘禁反応

刑務所や拘置所などでの拘束によって精神に異常を生じて起きる反応。症状は神経症やうつ状態、幻覚、妄想、混迷など。死刑囚に拘禁反応が疑われても、拘置所で適切な医療が受けられていない、と指摘する人権団体もある。

刑事訴訟法では、鑑定で責任能力が問えない「心神喪失」と判断された死刑囚は、法相の命令で死刑執行が停止されるが、今回は心神喪失に該当するケースはなかったとされる。

同省によると、死刑囚は3畳程度の「房」で1人で生活。軽作業や運動の時間はあるが、作業義務がある懲役囚と違い、基本的には房内で食事と余暇を繰り返している。

千葉氏は2009年9月から10年9月まで法相を務めた。死刑廃止論者だが、昨年7月には2人に対し死刑を執行。その後、省内に「死刑の在り方についての勉強会」を設置、8月には死刑を執行する「刑場」を報道機関に公開し、死刑制度の国民的な議論を高めようとしていた。

今回の精神鑑定の指示、実施について、千葉氏は朝日新聞の取材に対し「ノーコメント」としている。

（鈴木拓也、河原田慎一）

袴田事件 死刑判決確定30年
救う会が署名活動
浜松

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された袴田事件で、第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(74)の死刑判決確定から30年となる12日を前に、市民グループ「浜松袴田巌さんを救う会」は11日、浜松市のJR浜松駅北口で再審開始と証拠の全面開示を求める署名活動を行った。

署名は静岡地裁に「速やかな再審開始と無罪判決」を、静岡地検に「すべての証拠開示」をそれぞれ求める内容。会員4人が事件の概要を記したチラシを配り、「無実の罪で捕まっている袴田さんを救いましょう」と署名の協力を求めた。署名活動は今後も定期的に続け、静岡市清水区の支援団体と協議して提出する。

同会によると、袴田さんは長年の拘置所生活の影響で精神状態が不安定となり、ここ数カ月は誰とも面会できない状態が続いているという。澁美邦夫会長(75)は「袴田さんは高齢で健康状態も良くなく、あまり時間がない。法廷で決着を付けられるよう、一日も早く証拠の全面開示と再審の開始にこぎ着けたい」と語った。



袴田事件の再審請求と証拠の開示を求める署名活動＝11日、浜松市のＪＲ浜松駅北口

㊐静岡新聞
2010年12月11日

㊦読売新聞静岡版
2010年12月11日

袴田事件再審求め 支援者が署名活動

清水市（現・静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(74)の死刑確定から30年が経過した11日、支援者らが浜松市中区のJR浜松駅前で再審開始を求める署名活動を行った。

袴田死刑囚の死刑が確定したのは、1980年12月12日。署名活動を行った寺沢暢紘さん(65)は「全く身に覚えのない罪で獄中につながれ、30年も死刑執行の可能性を恐れながら過ごしている」と支援を訴えた。

事件を巡っては、第2次再審請求を行っている弁護団が今月、犯行時に着ていたとされる衣類について、「付着した血痕が不自然で、捜査当局による捏造の可能性がある」などとする補充書を静岡地裁に提出している。

記者ノート2010

袴田事件　44年の歳月痛感

昨秋から「袴田事件」を担当している。1966年に清水市（現・静岡市清水区）で、みそ会社専務宅が放火され、焼け跡から専務夫婦ら一家4人の他殺遺体が見つかった凶悪事件だ。1980年、最高裁で袴田巌死刑囚（74）の死刑が確定した。

焦点は、冤罪（えんざい）を訴える弁護団が静岡地裁に行った二度目の再審請求が認められるかどうかだ。再審につながる新たな動きがあれば、即、全国的なニュースとなる。「他社に遅れを取るわけにいかない」と意気込んだが、なにしろ事件は記者の生まれる20年前の出来事。まず、膨大な量の過去の記事や判決文などを読み込んで流れを頭にたたき込み、静岡地検や弁護団などの動きを追った。

今年9月と12月、新たな動きがあった。同地検が弁護団に、袴田死刑囚が犯行時に着用していたとされる衣類写真などの新資料を相次いで開示したのだ。反応を探ろうと、当時の捜査関係者への取材を試みた。ところが、先方が鬼籍に入っていたり、「高齢なので、取材は控えて欲しい」と断られたり……。44年の歳月の流れを痛感した。

1人だけ、「44年前のまま時計が止まっている」と感じた関係者がいた。事件の日、1人で別棟に寝ていて難を免れた当時19歳の長女だ。静岡市の自宅で63歳になった彼女は重い口を開いた。「私は今でも、袴田が有罪、死刑と思っている。死刑囚として刑務所に入っていてもらいたい――」。

地検が口を閉ざす中、取材は勢い、冤罪を訴える弁護団が中心になる。長女のうつろな表情には、両親と弟妹を一度に失った計り知れない悲しみが漂っていた。彼女の心の痛みに、記者としてどう向き合うべきなのか――。思いを巡らせながら、長女宅を辞去した。（黒羽泰典）



イラスト 黒田とみお

読売新聞静岡版 2010年12月17日

「袴田事件」トピックス

共同代表・福田勇人

★狭山事件集会で連帯アピール★

昨年 12 月 16 日、神保町の日本教育会館で開かれた「狭山事件の再審を求める市民集会」に秀子さんと清水救援会の山崎事務局長が招かれ、約 800 人の参加者を前に連帯アピールを行いました。会場入口付近では書籍『袴田巖は無実だ』の販売などもさせてもらい、集会後は有楽町マリオン前に移動し、狭山事件の冤罪被害者・石川一雄さんたちとともに、冤罪事件の支援を訴えるビラまきも行ないました。



袴田さんの窮状を訴える清水救援会の山崎事務局長

★全日本新人王決勝戦会場で Ｔシャツ販売★

昨年 12 月 19 日 15 時から行われたプロボクシングの第 57 回全日本新人王決定戦の会場（水道橋・後楽園ホール）で袴田巖さんの再審支援のためのチャリティーＴシャツを販売しました。当日はチャリティーＴシャツを制作してくれている鐘百繊維工業の山本社長の好意で、通常 1 枚 2800 円のところを 2000 円で販売したこともあり、17 枚のＴシャツを売ることができました（カンパも 1000 円いただきました）。お買い上げいただいた皆さん、どうもありがとうございました！売上げはボクシング協会の袴田巖支援委員会と折半し、支援活動に使わせていただきます。チャリティーＴシャツはネットでも販売していますので、皆さん是非お買い求め下さい！

★スペインの大手日刊紙「EL PAIS」が袴田事件の特集記事を掲載★

スペインの最大手日刊紙「EL PAIS」が先月 23 日に発行した日曜版に日本の死刑制度、特に「袴田事件」に関する特集記事を掲載しました。

アメリカで死刑判決を受け 18 年ぶりに無罪になったプエルトリコ人の話をスペインで聞き、NGO「イノセントプロジェクト」の世界大会などを取材するうちに袴田さんのことを知り、今回の記事掲載となったそうです。主に東京救う会が取材をバックアップし、秀子さんはもちろん、弁護団、熊本さん、それに映画の脚本を書いた夏井さんや千葉元法務大臣などにも精力的に取材し、多くの紙面を割いています。「EL PAIS」の WEB サイト（http://www.elpais.com/buscar/hakamada）にも掲載されていますが、今のところ日本語訳がないので詳しい内容まではわからないのが非常に残念です。■



「EL PAIS」紙に掲載された写真（同紙 WEB サイトから転載）



後楽園ホールのロビーに設けられたＴシャツ販売ブース

「1・23袴田さんは無実だ！清水集会」報告

平野君子

清水テルサで行なわれ、参加者は60名位でした。

はじめに「袴田巖死刑囚救援議員連盟」会長・牧野聖修代議士から次のような挨拶がありました。「千葉元法務大臣に袴田巖さんの死刑執行停止を要請し、『私が在任中に何とかしたい。私を信じて待って下さい。』と言われたのですが実現しませんでした。以後次々法務大臣が変わり、現在江田法務大臣に面会を申し入れています。今日の集会に新しい情報を提供したかったのですが間に合いませんでした。法務省は変えないことが定理に凝り固まっている組織なので、変えるには世論の力しかありません。検察による横暴・でっち上げなど不祥事は目に余るものがあります。力不足ですが生命を守る、人権を守ることに一生懸命頑張っていきます。」

「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」の楳田民夫代表から半年を振り返って、再現仕込み味噌漬け実験と再審請求理由補充書を静岡地方裁判所に提出したことなどが報告されました。

袴田事件弁護団の伊豆田悦義弁護士がプロジェクターを使って５点の衣類の味噌漬け実験などについて講演しました。「検察の証拠開示の中に５点の衣類の発見直後のカラー写真が含まれており、１年２ヶ月間味噌に漬かっていたにしては余りにも血液の色やブリーフの緑色がはっきりわかるものでした。清水の救援会が味噌漬けにした衣類は、６ヶ月経ったものは味噌よりもはるかに濃色の黒色に近いものになり、血液の赤味は全く消失していました。これらのことから、５点の衣類は犯行着衣でないことが明白なので、今年こそ再審につなげたい。」

本日のゲストの布川事件冤罪被害者・桜井昌司さんの講演。「いきなり逮捕され、物的証拠は何もなく、自白調書だけで犯人にされた。自白調書も、桜井さんの場合は特に強く脅されたこともなく、淡々と話しながら進んだ。警察が色々言って桜井さんの答えが警察のストーリーに合うまで繰り返し質問された。毎朝９時から夜10時頃まで、同じことを繰り返し言われるとどうでもよくなってくる。皆さんにはわからないでしょうが。３月16日に無罪判決が出ますが、私は裁判所に謝ってもらいたいとは思わない。正義がまともに働かない検察・裁判所はおかしい。責任を取らせたい。現在、間違った判決を出しても裁判官は守られている。検察・裁判所は誰も罰せられない。取調べの全面可視化、証拠開示は当然で冤罪を生むシステムを変えたい。」

桜井さんとの質疑の中で「逮捕されたらどうしらたよいですか？心構えを教えて下さい。」との質問に、「悪いことをしないことです。」と答えて会場は笑いに包まれました。

袴田秀子さんから面会の報告。「昨年７月20日、私と支援者との面会が最後で、８月24日、牧野聖修代議士と私が面会したが、巖は無理に出てきたみたいだった。それ以降、面会拒否が続いている。昨年７月28日の千葉元大臣による死刑執行が影響しているのではないかと思う。」

浜松・袴田巖さんを救う会の寺澤暢紘さんの挨拶。「浜松は渥美さんが巖さんと同級でボクシング関係者も二人いる。外国のマスコミ、スペイン・フランス・ドイツ・スウェーデンなどの取材を受けた。75歳になる袴田巖さんの死刑執行が停止されるよう頑張っていきたい。」

狭山事件の安田聡さんの挨拶。「狭山事件では石川一雄さんが脅迫状を書いたかどうかが争点に



なっていて、証拠開示の中に石川さんの上申書があり、全然字が書けていない。石川さんと袴田さんは東京拘置所で1974年から1977年にかけて交流があった。足利・布川の経験を生かして、さらに証拠開示をさせ、狭山・袴田も再審に向けて共に頑張りましょう！」

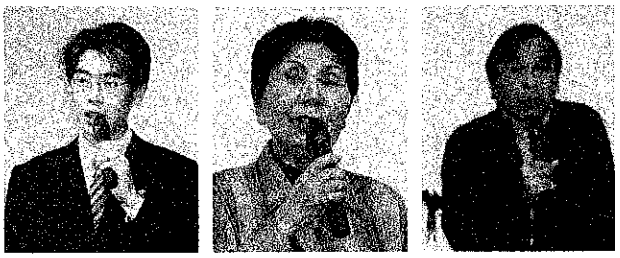
横浜事件の塚本春雄さんの挨拶。年表を示しな

がら「言論弾圧・思想弾圧の時代にあった事件で、再審開始は画期的である。国家賠償も無罪のときに使う公式なのでマスコミなども実質無罪と言っているが、国家による拷問を加え、自白させ、有罪にしているので免訴は受け入れられない。今もまだ言論・思想の自由が国により奪われている。司法や国家に直接行動します。」

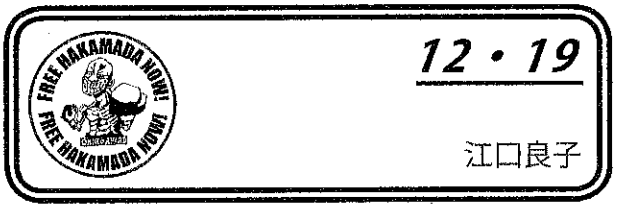
今回の集会では特に検察・裁判所などが過ちを犯しても、責任を問われないことへの怒りが強かったです。■



牧野議員と布川事件の桜井さん



伊豆田弁護士、袴田ひで子さん、寺澤暢紘さん



死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90の20周年集会に参加しました。集会会場の日比谷公会堂は1850名余りの参加者で、とてもたくさんの人々が結集されました。

「袴田巖さんの再審を求める会」は、「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」と一緒に、ロビーにブースを設置して本等の販売や袴田さんへの支援の呼びかけに取り組みました。たくさんの人々がブースに立ち寄ってくださいました。

私のほうは、会場の中での集会進行過程に触れることがほとんどできなかったのですが、集会の終わりにも近づいた頃、会場に入った際に「死刑廃止を推進する議員連盟」と「袴田死刑囚救援議連」の事務局長である村越祐民議員（民主党）のアピールにおいて、ものすごく感激し、嬉しい話を聞くことができたのです。

最近、フォーラム90より集会報告特集号が届き、その中で村越議員の発言が再現されていますので、そのまま引用させていただきます。

『・・・やはり、この冤罪というものは死刑がある限り、私は決してなくならないと思いますし、いくらこの冤罪に巻き込まれた方々に国家が謝罪をして、あるいは賠償をしたところで、この方々のこの間の時間は返ってこないわけでありますから、なんとしてもこれはなくしていかなければいけない。

・・・袴田死刑囚救援議連としても、何としても、この冤罪を晴らして、来年もし、仮にこの集会があれば、今、袴田さん大変健康を崩しておられる状態ですけれども、この場にですね、このお三方（菅家さん、免田さん、赤堀さん）に加えて、袴田さんをこの場にお呼びできるように私頑張って参りたいと思っておりますので、何としても皆様からの更なるご支援、これ我々が頑張っているだけでもダメです。世論の啓蒙が必要ですから、皆さんお一人お一人のお力を更に集めていただいて、感情的な議論をそろそろやめて、この国のあり方として死刑が間違っているんだということを、ぜひとも皆さんと一緒に広めて参りたいと思います。・・・・・』満場の拍手が起きました。

読者の皆さん、感動を共にしませんか！一口アピールを先に終えて、その時間には既に帰宅された袴田秀子さんにもぜひ聞かせてあげたかった。一緒に感激したかったとも思いました。そう、村越議員の言うように、来年・・・（でなくても）近い将来に実現してほしい。祈るような気持ちです。■

会計報告

求める会事務局

会員の皆様、いつもご支援ありがとうございます。

右記の通り、会計報告いたします。異議などありましたら、ご連絡下さい。また２月末日までに、異議、ご意見が無いようでしたら、承認とさせていただきます。

袴田巖さんが自由の身になるまで、再審がなされるまで、共に頑張りましょう！ FREE HAKAMADA NOW!! ■

会計報告（2010/1.1 ～ 2010/12.31）

	収　入	支　出	備　考
繰越現金残高	12,843		
口座へ入金		61,661	現金カンパ等
会報製作費		327,326	第 31 号～ 36 号
交通費・食事費		32,280	弁護団会議交通費補助
差入れ（生花、お菓子）		15,000	巖さんへの差入れ
通信費		15,600	宅急便代等
事務費		55,820	事務所賃料等
情宣活動費		232,322	書籍購入・ビラ印刷等
書籍売り上げ	104,800		
会費・寄付（手渡し）	58,880		
口座より出金	618,707		
小　計	795,230	740,009	
現金残高	55,221		
会費・寄付振込み	(483,280)		振込み件数 102
口座残高	493,497		2010.12.31 現在
合計残高	548,718		

会報をお読みの皆様からのメッセージ（振込み用紙通信欄）を紹介します。

~2010 年 10 月分 ~2011 年 1 月分 ~

●遅い会費です。「通信」はしっかり読んでいます。何としても回りの知人にしらせていきたいと思います。(2010.10 兵庫県神戸市) ●些少ですが活動費の一部に充てていただきましたら幸いです。(2010.11 和歌山県西牟婁郡) ●亡くなった平野さんの事を思い出しながら通信を読んでいます。そして袴田さんの無罪を心から願っています。(2010.12 東京都荒川区) ●静岡地裁・検察・弁護側の３者協議で検察側が証拠開示に応じたというニュースを聞き、少し進んできた!! と喜びましたが、その後の進展はあったのでしょうか？最近は面会も拒否している様子、一日も早い再審を望みます。(2010.12 東京都台東区) ●知恵を絞って確実な新証拠につなげていきましょう。お互い頑張りましょう。(袴田巖さんを救援する清水静岡市民の会)(2010.12 静岡県静岡市) ●名張の奥西さんも袴田さんも高齢です。一刻も早く牢獄から出られる事を願い署名しています。可視化の実現は袴田さん対する最大の謝罪だと思います。(2010.12 東京都杉並区) ●いただいている通信などだんだんと読めなくなりました。申し訳ありませんが今年で退会します。皆様のご活躍を祈ってます。(2010.12,東京都町田市) ●再審の日まで、元気に活動していきましょう！少しですがカンパです。(2010.12 東京都八王子市) ●今年こそ!(2011.1 神奈川県横浜市) ●袴田さんの無実を信じています。一日も早く再審されることを願っています。(2011.1 群馬県邑楽郡)

メッセージのなかった方々も含め、ご支援ありがとうございます！（事務局一同）■

活動報告

12/6　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
12/9　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・ヴィッキーズ）
12/12 求める会定例会＆忘年会（巣鴨・村崎法律事務所ほか）
12/15 弁護団勉強会参加（霞が関・弁護士会館）
12/15 弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
12/16 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
12/16 狭山事件集会参加＆書籍販売（神保町・日本教育会館）
12/19 共同事務所大掃除＆総会参加（水道橋・三崎町共同事務所）
12/19 死刑廃止フォーラム集会参加＆ブース出展（日比谷・日比谷公会堂）
12/19 全日本新人王戦会場でＴシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
1/9　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
1/12　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
1/20　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
1/23　清水集会参加（清水・清水テルサ）
2/9　ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）
2/12　『さいしん』37号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。今回修正加筆しました新しいリーフレットを同封させていただきましたので、ご希望の方はお名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

編集後記　袴田巖さんの死刑が確定して30年が過ぎてしまった。巖さんは私の母と同じ74才。どうにかして袴田巖さんに一刻も早く元気なうちにシャバの空気を味わってもらいたい。ところが僕の力では非力過ぎて、どうこの事態を動かしたらいいのか分からない。手伝って欲しい。沢山の方々にいろんな方々に、それぞれのできるところで何か力を貸して欲しい。そして今年こそ、袴田巖さんが塀から元気に出られる年であって欲しい。それができる司法に変わって欲しい。発行日が送れてしまった…僕の非力です。すみません。振込み用紙通信欄からでも袴田巖さんへのメッセージを下さい！■（ペンネームzan）

活動予定

求める会

2/20　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
3/6　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
4/3　『さいしん』38号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

2/13　浜松集会（浜松・中瀬公民館）
2/16　弁護団勉強会（静岡・弁護士会館）
2/16　弁護団会議＆新年会（静岡・弁護士会館）
2/25　第６回三者協議（静岡・静岡地裁）
3/10　袴田巖さん誕生日（75歳）
3/10　東京救う会署名提出（静岡・静岡地裁）
3/16　布川事件再審判決公判＆報告会（土浦・水戸地裁土浦支部ほか）
3/25　第７回三者協議（静岡・静岡地裁）
3/25　弁護団会議（静岡・弁護士会館）

■

『BOX 袴田事件 命とは』

全国のツタヤなどで DVDレンタル開始！

DVDでは本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることがで



カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい。
☆ボーナスカンパ大歓迎！



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円